最終更新日：2015年12月10日
中越パルプ工業株式会社
代表取締役社長　加藤　明美
問合せ先：管理部長　荒屋　英治
証券コード：3877
http://www.chuetsu-pulp.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、コーポレートガバナンスを有効に機能させることが、グループ経営の的確かつ迅速な意思決定の根幹であるとの認識のもと、コーポレートガバナンス・コードの精神を尊重し、その遵守に向けた取り組みを合理的な範囲で進めていくことを基本方針とし、株主をはじめとするステークホルダーへの貢献に資するとともに、カバナンスの向上と、透明性の高い経営体制を構築することで、当社グループの企業価値の向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則3-1-2】「英語での情報の開示・提供」
現時点において、海外機関投資家の比率が比較的低いことから、またコスト等を総合的に勘案し、英語での情報開示は実施しておりません。
今後海外機関投資家の比率が相当であると判断する場合には、英語での情報提供について検討を行ってまいります。

【補充原則3-2-2-3】「外部会計監査人、社外取締役との十分な連携の確保」
会計監査や四半期レビューの報告等を通じて外部会計監査人と監査役の連携を確保しております。
ただし、社外取締役については現時点で設置しておりませんが、設置を検討する際にはコードの要求を含めて検討を行ってまいります。

【原則4-6】「経営の監督と執行」
当社のガバナンスは、取締役会をはじめ経営者・経営幹部の出席による会議で事案決定がなされ、適正に構築されているとの認識から、現在、社外取締役は設置しておりません。
今後、当社における社外取締役の役割について議論と検討を行い、必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいります。

【原則4-7】「独立社外取締役の役割・責務」
当社は、現在社外取締役を設置していないため当該事項については該当致しません。
今後、更に種々検討を加え独立社外取締役の機能が当社の企業価値向上に資すると感得されました時には躊躇なく社外取締役設置の検討を行ってまいります。

【原則4-8、補充原則4-8-1、補充原則4-8-2】「独立社外取締役の有効な活用」
当社は、現在社外取締役を設置していないため当該事項については該当致しません。
今後、新たな機関設計である監査等委員会の制度等も十分精査した上で、当社の最適なガバナンス策定に向けて取り組みを進め、外部の立場からの助言が経営戦略に生かされるような体制づくりの検討を行ってまいります。

【補充原則4-10-1】「指名・報酬などの特に重要な事項に関する独立社外取締役の適切な関与・助言」
報酬については株主総会決議による報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、考課等を総合的に勘案し、代表取締役が、内規に定める一定の基準に従い決定しております。
指名についてはその人物の専門性、適正性などを総合的に判断し、適任者を候補者として指名しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】「いわゆる政策保有株式」
当社は、取引先との取引関係の維持・強化を図ることを目的として取引先の株式を政策保有株式として保有しております。
また主要な政策保有株式については、保有する上での効果等について検証を行い定期的に取締役会で報告しております。
議決権の行使につきましては、議案の内容が株主価値の向上に資するものであるかを総合的に勘案したうえで適正に行使してまいります。

【原則1-7】「関連当事者間の取引」
当社は、関連当事者（取締役や主要株主等）との取引を行う場合、また取締役および執行役員の競業取引および利益相反取引については、あらかじめ取締役会において決議いたします。

【原則3-1】「情報開示の充実」
当社は、法令に基づく情報開示に加え以下の事項について開示し情報発信を行っております。
(1)経営理念や経営戦略、経営計画
経営理念、中長期戦略等の経営ビジョンについて当社ウェブサイトに掲載しております。
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
本報告書「1．1．基本的な考え方」をご参照ください。
(3)取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針と手続
取締役の報酬については株主総会の決議による報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、考課等を総合的に勘案し、代表取締役が内規に定めている一定の基準に従い決定しております。
監査役の報酬については監査役会において適正な報酬額について検討を行ったうえで監査役会で決議し、取締役会に報告しております。
(4)取締役候補者および監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役の選任にあたっては、専門性、適正性などを総合的に判断し、適任者を取締役候補者として、また監査役については当社の経営に対して、独立かつ客観的な立場から監督かつ指導いただける人材を監査役候補者として取締役会で決議しております。
(5)取締役および監査役の個々の選任理由
取締役、監査役候補者を選任する理由については株主総会招集通知に記載いたします。

【補充原則4-1-1】「取締役会が経営陣に委任する範囲」
　取締役会の経営に対する客観性を高めるため、取締役、執行役員への権限委譲について取締役会の決議をもって実施することを取締役会規程に定めており、適切に運用しております。

【原則4-8】「独立社外取締役の有効な活用」
　本報告書「1．1．基本的な考え方」【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】をご参照ください。

【原則4-9】「独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」
　独立社外監査役の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて選定を行っております。
　今後独立社外取締役の設置を検討する必要性が生じた場合には独立社外監査役と同様に東京証券取引所が定める独立性の判断基準に基づいて選定を行います。

【補充原則4-11-1】「取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」
　当社は、取締役会の迅速かつ適切な経営に資するため、適正員数での運営を基本に現在の体制を構築するとともに取締役会全体の多様性、専門性の確保に十分配慮した人選を行っております。

【補充原則4-11-2】「取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況」
　当社は、取締役、監査役が他の会社の役員を兼任する場合には、取締役会において決議する旨を社内規定に定めております。
また取締役、監査役の兼任状況については事業報告作成時に全役員に調査を行い、重要な兼職がある場合には事業報告等に開示いたします。

【補充原則4-11-3】「取締役会の実効性評価の結果の概要」
　取締役会の有効性評価を年1回行い、取締役会全体として実効性について分析評価を行っております。
開示につきましては今後の課題として検討してまいります。

【補充原則4-14-2】「取締役・監査役に対するトレーニングの方針」
　取締役、監査役に対しては、就任時の社外講習をはじめ、経営の監督、業務執行など、取締役・監査役としての役割を十分に果たすために必要な技能・知識・情報を取得する機会を必要に応じて、会社の費用負担にて提供することを基本としています。

【原則5-1】「株主との建設的な対話に関する方針」
　株主との対話に関しては、当社の経営戦略や事業環境等についてより理解を深めていただくことを基本に次に掲げる体制等を構築しております。
(1)当社のIR活動は代表取締役をトップとして、経営管理本部が中心となり活動を行っております。
(2)投資家・株主との実際の対話については経営管理本部がIR担当部門として、他部署との連携をとり、適切な情報提供を行うよう努めております。
(3)年2回決算説明会を開催し、投資家等への説明を行っております。
　説明会には代表取締役、IR担当取締役も出席し、的確な質疑応答に努めております。
(4)対話において把握された意見・懸念等については、常務会等の場において適宜報告することで経営陣全体の情報共有を図ってまいります。
(5)役職員はインサイダー情報の取り扱いに留意し株主との対話を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
王子ホールディングス株式会社	27,539,140	20.62
日本紙パルプ商事株式会社	7,106,753	5.32
株式会社北陸銀行	5,735,523	4.29
新生紙パルプ商事株式会社	5,648,000	4.23
国際紙パルプ商事株式会社	5,341,000	4.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,375,000	3.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	4,029,000	3.02
株式会社みずほ銀行	4,013,136	3.01
農林中央金庫	4,013,121	3.01
三井住友海上火災保険株式会社	2,364,879	1.77

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

該当する記載事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部

決算期	3 月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する記載事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査時の立ち会いおよび監査内容についての説明を受けるとともに意見交換を行う等相互連携を図っております。
当社内部監査室においては業務の有効性と効率性の確保、財務報告への信頼性の確保、資産保全、リスク管理への取り組み、法律・法令の遵守等について内部監査体制の更なる整備・充実を通じて良好な企業風土作りを目指しております。当社監査役会とは定期的に意見の交換を行
い、監査の実効性のアップに努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉島 光一	公認会計士													
山口 敏彦	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉島 光一	○	当社独立役員に指定しております。	杉島光一氏は、公認会計士として長年に亘り会計監査業務に留まらず、事業再編、内部統制構築等に関するアドバイザリー業務といった様々な活動を行っております。 また財務および会計等の専門的な経験と知見を活かし、当社の経営に対し客観的・中立的な立場で監査と助言をいただけると判断しております。 また同氏につきましては、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
山口 敏彦	○	当社独立役員に指定しております。	山口敏彦氏は、弁護士として法律に関して高度で幅広い知見を有しており、豊富な実務経験から当社の経営に対して客観的・中立的な立場で監査と助言をいただけると判断しております。 また同氏につきましては、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社取締役、監査役の報酬は、事業規模、業績、職務内容等を総合的に勘案して決定しております。ストックオプション、業績連動型報酬等の導入は業績向上のインセンティブとなる部分があると考えられておりますが、現在のような変化の激しい経営環境の下では必ずしも有効に機能することは保証されないと考え現時点では実施しておりません。
報酬体系については、業績向上となるインセンティブ部分も加味することが一般論として妥当である点については異論のないところであり今後とも諸般の事情を考慮し、検討を重ねて参ります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年度に支払った当社の社内取締役に対する報酬は171百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を定めております。各取締役の報酬額は、内規に定めてある一定の基準に従い決定し、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は内部統制構築のための基本方針として「監査役は、その業務の遂行に必要なことがあれば常時、役員、使用人等に対して必要な情報の提出、説明の要請を行うことができ、取締役および使用人等は、その権限の行使を妨げることはできない。」と定めており、社外監査役に対しても適宜情報を提供できる体制を整えております。また、取締役会、監査役会の招集連絡等につきましては、総務担当部門より行っており、その他会議の資料等についても各担当部門より適宜提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は執行役員制度を導入することによって、取締役会が経営の意思決定と監督機能を担い、執行役員が取締役会からの権限委譲を受けて業務を執行する体制をとっております。

その体制を実現するため、取締役会のほか、取締役及び執行役員並びに常任監査役をメンバーとする執行役員会をそれぞれ月１回開催し、臨時取締役会については必要に応じて随時開催しております。また、取締役、執行役員並びに常任監査役をメンバーとする常務会を毎週開催し、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。これらの各会議における審議および報告等の内容等は月１回開催している監査役会において随時報告され、取締役および執行役員の職務執行を充分監査できる体制となっております。

取締役および監査役候補者の選定については取締役会において審議し、監査役候補者については監査役会の同意を得た上で株主総会に議案を提出しております。

役員報酬については、株主総会で報酬額の総額を決定しており、個々の配分は、各役員の役職、経歴、実績等の要素を勘案して代表取締役社長、人事担当取締役が協議のうえ取締役については内規に定めてある一定の基準に従い決定し、監査役に関しては監査役の協議により決定しております。

また、内部監査室等の専任機関及び原則半年に１回（必要であれば随時）開催する内部統制委員会を通じて、全社的な業務遂行体制の点検結果を経営陣に報告するなど、リスクマネジメント体制の充実に努めております。

当社においては今後ともガバナンス体制の向上を経営の課題として継続的に検討してまいりますが、現状のガバナンス体制は有効に機能していると判断しておりますので、現時点において社外取締役を導入することは考えておりません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しておりますが、経営の意思決定機能と業務執行機能を制度的に分離するため、執行役員制度を導入しております。これにより、取締役は、従来以上に経営と監督に注力できる体制となっております。

加えて、内部監査部門の充実、社外監査役・内部監査部門・会計監査人との間の連携、内部統制委員会・安全衛生委員会等の各種委員会の設置等により、多面的な内部統制システムの構築に取り組んでおります。こうした取り組みにより、監査役の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図っておりますので、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性を確保できるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	毎年株主総会開催の約3週間前に招集通知を発送しております。
その他	株主総会招集通知および株主総会における議決権行使結果を当社ホームページ上に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表後および年度決算発表後の年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に決算情報およびニュースリリースを掲載しております。 ホームページアドレスはhttp://www.chuetsu-pulp.co.jp/ir/index.html	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社における環境保全の取り組みを広く皆様に御理解して頂きたく「社会環境報告書」の作成・配布をはじめとして、木材原料の調達方針、環境に関する基本方針および環境マネジメントシステムの運用状況を当社ホームページ上にて公表しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業価値の発展のため内部統制システムの構築に真摯に取り組み、その構築へ向けた不断の努力によって倫理観を持った透明なコーポレートガバナンス（企業統治）の実現が図られるものと考えている。

ここに、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するため、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図るものとする。

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 代表取締役社長は、取締役および使用人の職務の適法性を確保するため、行動指針として「経営理念」および「中越パルプ工業グループ企業行動憲章」を定め、全役職員に周知徹底を図るとともに、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを繰り返し各役職員に伝え、全取締役は、社内のあらゆる会議において自由な意見の交換と徹底した議論、実質的な論議を深めることを実践する。
2. 内部監査室は、当社グループ全体の運営状況について、監査する権限を持ち、独立した立場で客観的にリスク評価と業務プロセスの有効性の判断を行い、継続して内部統制システムの構築とコンプライアンスの推進を指導する。
3. 社内および社外に「内部通報窓口」を設置するとともに、「目安箱」を設置するなど、法令遵守はもとより、品質、安全、環境、人権、倫理といった様々な視点から当社グループのコーポレートガバナンスの確立を目指した体制を整える。
4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固として屈しない態度を貫くことを宣言し、平素から警察等の外部専門機関と連携を取りながら毅然とした対応を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 取締役の職務執行に係る文書ならびに情報等については、文書管理規程に従い書面または電磁的記録媒体に記録し適切に保存および管理する。
2. 取締役および監査役は、取締役の職務の執行に係る文書ならびに情報等について、必要に応じて閲覧することができる。
3. 情報管理の複雑化に対応するセキュリティー管理体制の構築を図るため、情報システムに関する規程を定め運用・管理する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 内部統制委員会規程に基づき代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、業務遂行上起こりうるあらゆるリスクの監視、発見にあたる。
2. あらゆるリスクを未然に防ぐ態勢を強化するとともに、リスク発生時に迅速かつ適切な対応ができる管理体制の確立を図る。
3. 監査役は、必要に応じ監査役会において会計監査人または取締役若しくはその他の者から報告を受けることとしており、以下のような特別な事項に関する報告があった場合は、監査役会において必要な調査を行い、状況に応じ適切な措置を講じる。
   a 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実
   b 取締役の職務遂行に関する不正行為
   c 取締役の法令、定款に違反する重大な事実

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役と執行役員体制をもって意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、経営の客観性を高めるために社外監査役を2名置き、幅ひろい見識と先見力で経営の監視を受けている。
2. 重要な経営判断が求められる事項については、取締役会規程および取締役会規程細則に定める意思決定ルールに従い、業務を遂行する。
   日常の職務遂行については、業務分掌規程に基づき、各部門の責任者がその権限の範囲内で意思決定を行う。
3. 取締役会は、当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、その結果を定期的に検証し、評価・改善を行い、業務の効率化を実現する。

5. 当社および子会社からなる企業集団におけるその他業務の適正を確保するための体制

企業集団の頂点に立つ親会社の全取締役は、グループ全体の運営においてあらゆるステークホルダーに対し説明責任を負うことを認識している。
1. 経営管理担当取締役は、グループ事業に関する統括部門の責任者として、グループ企業の独立性を尊重しながら、常に業務プロセスに関する法令遵守体制やリスク管理を指導、モニタリングし、グループの各セグメントに対して横断的な管理を行う。
2. 当社取締役およびグループ各社の社長は、それぞれの業務執行にあたり、適正を確保するための体制を確立する権限と責任を有している。
3. 監査役は、独自にまたは会計監査人と連携して当社グループのリスク管理、コンプライアンス、財務の適正に関する事項等について監査を行い、その結果を監査役会で報告、検証し、必要に応じて改善等の指導を行う。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の当社の取締役からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役からの独立性と監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保の観点を含め協議する。
2. 監査役は、果たすべき監査業務を遂行する体制が保障されており、監査役会運営に関する事務など監査役を補助する役割については、監査役会規程において担当部門があたるため、現在専属の使用人は配置していない。

7. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

1. 取締役および使用人は、職務の執行、当社グループに重大な影響をおよぼす事項、経営の決議に関する事項について、取締役会および常務会等で監査役出席のもと、審議、報告を行う。
2. 監査役は、取締役、使用人等に対して業務および財産に関する必要な情報の提出、説明の要請を行うことができ、取締役および使用人等は、その権限の行使を妨げることはできない。
3. 財務諸表の適正性については、ITを活用した検証が可能となっており、経営管理担当取締役を作成責任者として、取締役会の承認をもってその有効性を確保している。

8. その他当社の監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

1. 監査役は、必要に応じ分担して当社と子会社の監査を行い、トップマネジメントに対して指摘を行うことができる。
2. 専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、会計監査人と連携を図り、法令、定款、社内規則等の遵守および業務執行、経営の透明性の確保、適時開示、諸リスクに対する内部統制、資産の保全管理、子会社への指導、連結経営などの状況把握のため重要会議に出席している。
3. 取締役との懇談、当社と子会社各部門への聴取と意見交換、資料閲覧、会計監査人の監査時の立会い、および監査内容についての説明を受けるとともに意見交換を行い、内部監査室と連携を取りながら企業集団の適切な意思疎通と経営の効率的な監査業務の遂行を図っている。
4. 当社は、監査役への報告を行った者が、これを理由に不利益な扱いを受けることのないよう内部通報規程により保護しており、その旨を当社および子会社の全役職員に周知徹底する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会勢力に屈しない断固たる態度、また、政治、行政との健全で正常な関係を保ちます。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――